

中山まき子（鳴門教育大学）

本報告の目的は、1957年に開始された厚生省起案の母子健康センター事業（助産婦介助による公営助産部門と母子の保健指導部門からなる施設）が、地方自治体政策を経て個人に繋がり、個人の身体をどのように規制し既存の生活を変容させてきたのかを、B町事例から解明し、事業の存在意義を検討する。調査方法は、報告者の6年半にわたるフィールドワークに基づく。

第1に、政策の受け手である個人は国の母子健康センター事業がもたらした効用の大きさを評価し、母子健康センターでの「家庭的出産」という「施設内出産」を直ぐに受容した。第2に、政策の受け手である個人は、施設内で子どもを産むことを「当然」とする認識が形成され定着していった。第3に、母子健康センター事業は、国家政策の管理の下に地方自治体政策が、さらに地方自治体政策の管理下に施設運営者が配される入れ子構造で構成され、その中に政策の受け手である個人が位置づけられていた。そのため、国家政策による個人への身体への管理や規制は見えにくいものであった。また、政策の受け手は、入れ子構造の中間媒体である助産婦や地方自治体政策に「擁護」され、国家政策の影響を受けない場合もあった。など。

以上、政策の受け手にとって母子健康センター助産部門の開所は、入所期間中施設内で十全な世話と休息が保障され、緊急時に医療的処置を受けることが出来る「事業の効用」がもたらされ、その存在意義は大きかった。こうした事業の効用は、地方自治体政策と施設運営者である助産婦の運営方針によって提供されたもので、国家政策の副次的意義であった。したがって助産部門の開所は、「事業の効用」をもたらした存在を廃することであり、政策の受け手が称賛した事業内容を払拭することを意味していた。